

<p>【代理人】</p> <p>【弁理士】</p> <p>【氏名又は名称 (日本語)】</p> <p>【氏名又は名称 (英語)】</p> <p>【あて名 (日本語)】</p> <p>【あて名 (英語)】</p> <p>【持分の割合に関する特記事項】</p> <p>【備考】</p> <p>様式第 1 の備考 1 から 5 まで、20 及び 21、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、6 から 8 まで、15、16、19 及び 20 並びに様式第 30 の備考 2 から 7 までと同様とする。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律 (次項において「改正法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成三十一年四月一日) から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三十九条の五の指定の申請に関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行の日前においても行うことができる。

○経済産業省令第十三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成三十年法律第三十三号) の一部の施行に伴い、研究開発事業計画の認定等に関する命令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

研究開発事業計画の認定等に関する命令等の一部を改正する省令 (研究開発事業計画の認定等に関する命令の一部改正)

第一条

研究開発事業計画の認定等に関する命令 (平成二十四年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第二号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改 正 後		改 正 前
<p>(実施期間)</p> <p>第七条 法第四条第三項第三号の主務省令で定める期間は、三年以上五年以下とする。</p>	<p>(実施期間)</p> <p>第七条 法第四条第三項第三号の主務省令で定める期間は、三年以上五年以下とする。</p>	<p>(実施期間)</p> <p>第七条 法第四条第三項第三号の主務省令で定める期間は、三年以上五年以下 (法第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、五年) とする。</p> <p>(特許料軽減申請書の様式)</p> <p>第十一条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令 (以下「令」という。) 第二条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第六により作成しなければならない。</p> <p>(審査請求料軽減申請書の様式)</p> <p>第十二条 令第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第七により作成しなければならない。</p>	<p>(実施期間)</p> <p>第七条 法第四条第三項第三号の主務省令で定める期間は、三年以上五年以下 (法第十一条各項に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあつては、五年) とする。</p> <p>(特許料軽減申請書の様式)</p> <p>第十一条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令 (以下「令」という。) 第二条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第六により作成しなければならない。</p> <p>(審査請求料軽減申請書の様式)</p> <p>第十二条 令第三条第一項の申請書は、一の申請ごとに様式第七により作成しなければならない。</p>